

**一般社団法人 日本金融商品仲介業協会**  
**金融リテラシー委員会規程**

(目的)

第1条 金融リテラシー委員会（以下「委員会」という。）は、個人投資家の金融リテラシーの向上に資することを目的に、理事会の諮問に応じて、以下の業務を行い、理事会に対し結果及び意見を答申する。

- (1) 会員の協力による個人投資家を対象とした金融教育（認知度向上を目的とするイベントを除く）
- (2) 金融リテラシーに関するリーフレット等の作成・配付
- (3) 学校、企業や民間団体への講師派遣
- (4) その他個人投資家の金融リテラシー向上に関連する事業

(改廃)

第2条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

(構成)

第3条 委員会は、2名以上の委員により構成される。

- 2 委員は、理事会の決議を経て、理事長が選任する。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員長は副委員長を指名することができる。
- 5 委員長は、委員会の議長を務める。
- 6 委員の任期は1年とし、欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(開催)

第4条 委員会は、原則として年4回開催する。但し、必要に応じ、臨時に委員会を開催することができる。

(招集)

第5条 委員会の招集は、委員長が開催日の1週間前までに行う。

(委員の報酬)

第6条 委員の報酬は、理事会の決議を経て、理事長が決定する。

以上

付則 第3条の規定に関わらず、最初に選任された委員の任期は、令和6年5月7日までとする。

制定： 令和5年9月22日

改正： 令和5年12月19日（協会名称の変更）、令和6年1月1日施行